

熊本都市圏総合交通戦略協議会規約

（名 称）

第1条 本会の名称は「熊本都市圏総合交通戦略協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、熊本都市圏における望ましい交通体系の実現に向けて、交通に関わる様々な関係者が総合的かつ一体的に取り組む施策について協議し、その施策の推進に係る連絡協議を行い、施策を持続的・発展的に展開することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、「都市・地域総合交通戦略要綱」（平成21年）に基づき、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）熊本都市圏都市交通マスタープランで提案された施策の実行計画（アクションプラン）となる「熊本都市圏総合交通戦略（以下「交通戦略」という。）」の策定、交通施策の実施、進行管理、施策の評価及び交通戦略の見直しに関する事項。
- （2）その他熊本都市圏の都市交通に関して必要な事項。

（組 織）

第4条 協議会は別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 なお、会長が必要と認めるときは別表第1以外の関係者の出席を求めることができるものとする。
- 3 委員は協議会に代理人を出席させることができる。
- 4 協議会に交通戦略の素案作成、進捗管理及び成果チェック等の事務を行うための「熊本都市圏総合交通戦略作業部会」を置く。
- 5 協議会には専門的知見から助言を行うアドバイザーを別表第2のとおり置く。

（協議会）

第5条 協議会は次に掲げる事務を所掌するものとする。

- （1）交通戦略の策定及び推進に関すること
- （2）その他協議会の目的達成に関して必要な事項
- 2 会長は熊本県土木部道路都市局都市計画課長をもって充てる。ただし、会長に事故があるときは、予め会長が指名する者がその職務を代行する。
- 3 会長は協議会を召集し、その運営をつかさどる。
- 4 会長はアドバイザーの助言が必要と判断される際は、協議会にアドバイザーを召集する。

（協議会の公開）

第6条 協議会は公開とする。ただし、会議内容が熊本県情報公開条例第32条各号に該当するときは、非公開とする。

（事務局）

第7条 事務局は熊本県土木部道路都市局都市計画課及び熊本市都市建設局都市政策部都市政策課に置く。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則 この規約は、平成29年8月22日から施行する。

熊本都市圏総合交通戦略協議会規約一部改正を平成30年2月21日より施行する。

熊本都市圏総合交通戦略協議会規約一部改正を平成30年11月30日より施行する。